

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第50号

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市農産物加工等施設の設置及び管理に関する条例（平成3年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町洗濯・乾燥施設の項を削る。

第6条中「別表第10まで又は別表第12」を「別表第9まで又は別表第11」に改める。

第17条第1項中「別表第11」を「別表第10」に改める。

別表第8を削り、別表第9を別表第8とし、別表第10から別表第12までを1表ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年12月29日から施行する。